

# インフルエンザ 予防接種を受けよう

## 予防接種の接種費用を助成します

接種後、抵抗力がつくまで2週間程度かかるといわれていますので、12月中旬までに受けることをおすすめします。

### <64歳以下の国民健康保険加入者>

- 助成対象者** 接種日に国保税の滞納がない世帯の64歳以下の人
- 助成方法** 医療機関で接種後、費用の一部を現金で支払う
- 助成額** 1人 1,000円
- 助成回数** 年度内 1人1回
- 請求期限** 接種を受けてから6カ月
- 請求に必要な物** ①医療機関が発行した領収書（予防接種名、接種者の氏名、料金などが明記してあるもの。金額だけのレシートは不可）②保険証 ③印鑑（朱肉を使うもの）
- 申請方法** 請求に必要な物を持参して、保険課医療保険係へお越しください。

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

### <65歳以上の人>

※60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能が障がい(身体障害者手帳1級相当)がある人を含む

- 助成対象者** 町内に住民票のある人
  - 助成方法** 県内の医療機関に事前に予約して接種（接種券は医療機関にあります）。その際に個人負担が一定額になる
  - 個人負担** 1,000円（生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金不要。事前に福祉課で必要書類をもらってから接種に行ってください）
  - 助成回数** 1人1回
  - 助成期間** 10月15日④～12月31日④
  - 接種時に必要な物** 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの（※に該当する60～64歳の方は、身体障害者手帳または医師の診断書）
- ☎ 健康課保健センター係 ☎ 985-4118

国民年金加入中に※初診日がある病气やけがなどで、障がいのある状態になったとき、※障害認定日に一定の基準に該当していれば、障害基礎年金を受けることができます。ただし、国民年金保険料の未納がないことなど、一定の納付要件を満たしていることが必要ですので、ご注意ください。

なお、20歳前に初診日がある人は、障がいの状態が一定の基準に該当していれば、20歳から受給できます。この場合、本人に一定額以上の所得や他年金の受給があ

## ご存知ですか？ 障害基礎年金

る場合は、支給が制限されます。 ※初診日：障がいの原因となった病气やけがについて、初めて医師の診療を受けた日 ※障害認定日：初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日

▼請求の手続き  
町民課住民係で請求の手続きを  
してください。

☎ 町民課住民係 ☎ 985-4106

☎ 松山西年金事務所お客様相談室 ☎ 925-5110

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。また、これまで普通徴収だった人でも、10月から特別徴収が始まる人もいます。対象者には、6月～7月に通知書をお送りしていますのでご確認ください。特別徴収は翌年度も引き続き行われ、平成24年4・6・8月に納める額は、24年2月に納める額と同額です。

☎ 税務課町民税係(町県民税・国保税) ☎ 985-4110

支払月	23年度						24年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	仮徴収または普通徴収						特別徴収(本徴収) 23年度税(保険料)額-徴収済額		
							特別徴収(仮徴収) 24年2月に納める額と同額		

☎ 保険課保険料係(介護保険料・後期高齢者医療保険料) ☎ 985-4227

## 10月から本徴収が始まります

### ◆健全化を判断する比率(単位：%)

指標	松前町	早期健全 (国の基準)	財政再生 (国の基準)	備考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.30	20.0	3億548万8千円の黒字
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金の不足額)の割合)	—	19.30	35.0	12億1,120万5千円の黒字
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	13.8	25.0	35.0	前年度 14.1%
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	111.7	350.0		前年度 115.9%

※実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、—で表示されます。

### ◆資金不足の比率(単位：%)

区分	資金不足比率	経営健全
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

このように健全な松前町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組みます。

☎ 財政課財政係 ☎ 985-4101

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成22年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

## 平成22年度 松前町財政健全化指標 松前町の財政は健全です

【解説】松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体(公営企業については経営健全化団体)とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

## 第36回 まさき文化祭

10月29日④ 10時30分～16時30分  
10月30日④ 10時～16時

<b>10/29</b> オープニングセレモニー 10時30分～ 獅子舞競演会 チンドン屋パフォーマンス <b>10/30</b> ゴスペルライブ ミントさんとふうせんで遊ぼう <b>10/29・10/30</b> 各種バザー ふるさとフェスタ(伊予市・砥部町特産展) まつまえ・まさき物産展	<b>10/29・10/30</b> こども作品展 <b>10/30</b> フリマの祭典(フリーマーケット) チャレンジ・ザ・ゲーム ※こども作品展以外は雨天中止	<b>10/29・30</b> 作品展示会 芸能発表会	<b>10/29</b> 健康コーナー サロン・ボランティアコーナー 交通安全コーナー
イベントゾーン 庁舎前駐車場	アミューズメントゾーン 松前公園	アートゾーン 文化センター	ふれあいゾーン 福祉センター



☎ 松前総合文化センター ☎ 985-4139

10月17日～23日は  
行政相談週間

## 特別行政相談所

行政に関する苦情や要望などを中立的な立場から解決にあたるのが行政相談です。相談無料、秘密は厳守します。

- ◎日時 10月17日(月) 10時～15時
- ◎場所 東公民館
- ◎相談員 行政相談委員 國田竹孝、烏谷太紀勇

※定例の行政相談を毎月1回開催しています。詳しくは「まさきお役立ちカレンダー」行政相談をご覧ください。

☎ 総務課危機管理係 ☎ 985-4103

まさきの ecology 生活

## 緑のカーテンコンテスト



- 対象 平成23年春以降に作ったつる性植物による「緑のカーテン」
- 応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、写真(2L～サービス版)を添付して町民課へ郵送、メールまたは持参してください。

**写真①** 屋外から撮った緑のカーテン全景(建物と緑のカーテンの設置状況が分かるもの)  
**写真②** 緑のカーテンの省エネ効果が伝わる写真(室内から撮影した写真など)  
 ※貼り付けた写真の裏に、氏名と住所を記載してください。  
 ※メールの場合、1Mバイト以内になしてください。

- 審査 10月29日・30日のまさき文化祭で、来場者に「出来栄え」「省エネ度」「アイデア」「その他」を審査してもらった結果をもとに、事務局が応募用紙や写真の内容から総合的に審査します。
- 入選・賞品
  - 1等 5,000円の商品券×1本
  - 2等 3,000円の商品券×2本
  - 3等 1,000円の商品券×10本
- 結果発表 個別に通知します。入選作品は、広報紙・ホームページに掲載します。
- 注意 ・設置場所は、応募者の所有・管理している場所とします。集合住宅で管理組合などの承諾がある場合は応募者が事前に手続きしてください。
- ・著作権、商標権、肖像権などに配慮してください。
- ・応募作品の諸権利は町に帰属し、展示、公開されること(氏名などを含む)を了承して応募してください。特に人物を含める場合はご注意ください。
- 締め切り 10月7日(金)当日消印有効
- 応募先 〒791-3192 松前町筒井 631 松前町役場町民課生活環境係  
 ☎ 985-4117  
 メール 142seikatsu@town.masaki.ehime.jp

### 10月1日は浄化槽の日

## 浄化槽は正しく維持・管理を

●浄化槽の維持管理  
 浄化槽は、トイレや台所などから出る汚水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設です。浄化槽の機能が十分に発揮されないとい、汚れた水が流れ出し、悪臭が発生してしまいます。

●浄化槽の設置者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- 1 保守点検  
 浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、年3～4回実施
- 2 清掃  
 槽内にたまった汚泥の引出し、機器類の洗浄、清掃を行う作業で、
- 3 法定検査  
 年1回以上の実施

●浄化槽の設置補助金  
 町は、下水道事業認可区域以外の地域に浄化槽を設置する際、事業費の一部を補助します。

●浄化槽の設置補助金  
 町は、下水道事業認可区域以外の地域に浄化槽を設置する際、事業費の一部を補助します。

●浄化槽の設置補助金  
 町は、下水道事業認可区域以外の地域に浄化槽を設置する際、事業費の一部を補助します。

☎ 925-2661 (社)愛媛県浄化槽協会  
 ☎ 985-4126 (社)愛媛県浄化槽協会

### 小さな子どものための 自然観察会

## 野々っ子くらぶ



野々っ子くらぶ第3回はどんぐり探しをします。子どもと一緒に自然と触れ合ってみませんか。

### 第3回どんぐりの会

- \*日時 10月27日(木) 10時～11時30分
- \*場所 神崎集会所、福德泉公園
- \*対象 就園前の子どもの保護者 大人だけでも参加できます。
- \*服装 帽子、運動靴(サンダルはやめましょう)
- \*持ち物 お茶、タオルなど
- \*申し込み 前日までにお電話ください。(先着15組)
- \*申込先 町民課生活環境係 ☎ 985-4117  
 子育て支援センター ☎ 985-4151

### ●選挙

## 松前町長選挙

12月10日任期満了に伴う松前町長選挙を、11月20日(日)に行います。町の代表を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。詳しくは次号に掲載します。

▷▷▷立候補者事前説明会  
 ●日時 10月25日(火) 10時～  
 ●場所 役場2階大会議室  
 立候補予定の人は必ず出席してください。  
 ●松前町選挙管理委員会 ☎ 985-4132

### ●交通安全・防災・防犯イベント

## 安全・安心ふれ愛フェア

●日時 10月9日(日) 10時～15時  
 ●場所 エミフルMASAKI 平面駐車場  
 今年で4回目となるイベント。緊急車両の展示や体験コーナーでは、緊急車両や特殊車両に間近で触れられるチャンス! 白バイの模範走行、警察音楽隊ミニコンサートほか  
 ●県消防防災安全課交通安全推進係 ☎ 912-2321

### 子ども手当の申請が必要です

10月以降子ども手当を受給するには、新たに申請が必要です。9月末時点で手当を受給していた人には関係書類を10月中旬頃に送付しますので、提出してください。10月末までに届かない場合はご連絡ください。

※公務員の場合は職場の担当者に

区分	手当額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

※所得制限なし

確認してください。

### 新たな支給要件

- 子どもに対して、国内居住要件を設けた(留学中の場合などを除く)
- 未成年後見人・父母指定者(父母などが国外にいる場合)にも父母と同様の要件で手当を支給
- 監護・生計同一要件を満たす人が複数いる場合は、子どもと同居している人に支給(単身赴任の場合を除く)
- 児童養護施設などに入所している子どもについては、施設設置者などに手当を支給
- 里親にも手当を支給

☎ 985-4114 福祉課児童福祉係

### 無料引き取りがスタート

## 二輪車リサイクルシステム

10月1日から、乗らなくなった自動二輪車は、廃棄時無料引き取りの対象となります。ただし、二輪車リサイクルシステム参加事業者が国内で販売した車両に限ります。二輪車リサイクルコールセンターのホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

※自動二輪車は、町では収集していません。

### 使わなくなったパソコンは 製造メーカーが回収します

廃棄するパソコンは、各製造メーカーが回収します。町では収集していません。詳しくは、一般社団法人パソコン3R推進協会(☎ 03-5282-7685)へお問い合わせください。

●町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117

### 松前町からの排出ペットボトル 最高品質の★Aランク★

7月26日、家庭から排出されたペットボトルの品質検査が、西日本ペットボトルリサイクル(株)(北九州市)で行われました。本町は最高品質の「Aランク」。分別収集ができています。

ペットボトルにはPETマークがあるか確認し、分別して出しましょう。ペットボトルをつぶす時は、横につぶしてください。縦つぶれのはプラント内で正しく選別できないため、リサイクルできません。

### ペットボトルの出し方



キャップとラベルはプラスチック類の日に排出  
 本体は、中をすすいで、水気をよく切り、容積が小さくなるように横につぶしてペットボトルの日に排出

キャップとラベルを外す

ペットボトルの収集日は、松前校区は第1水曜日、北伊予・岡田校区は第1水曜日です。当日の朝7時までにレジ袋が白色半透明の袋に入れて所定の場所に出してください。

平成 24 年度

# 保育所入所児童を募集します

平成 24 年度から保育所へ入所を希望する人は、次の要領でお申し込みください。  
産休・育休終了予定などにより年度途中での入所希望も同時に受け付けます。

## ●入所資格

- ①保護者がいつも外に出て働いている場合
- ②保護者が昼間家庭内で、家事以外の仕事をしている場合
- ③保護者が妊娠中または出産後間もない場合
- ④保護者が病気または障がいのある場合
- ⑤保護者が病人、障がい者の看護をしている場合
- ⑥家庭が災害にあった場合

※両親が保育できなくても家庭内に保育できる人がいる場合は入所の対象になりません。

## ●受付期間

10月3日(月)～10月31日(月) 執務時間中

## ●提出書類

- ①入所児童1人につき1枚の申込書
- ②入所要件調査票
- ③勤務証明書など、家庭で保育できない理由を証明するもの

※書類は町ホームページからダウンロードできるほか、福祉課、各保育所にあります。

## ●入所決定

新規入所申込者には面接(2月上旬)を行い、審査して決定します。入所承諾書は、3月中旬までに各家庭に送付する予定です。

## ●保育料

保育所入所児童の父母など、扶養義務者の所得税と町民税の額によって決まります。

●申込先 福祉課児童福祉係 ☎985-4114、各保育所

## ●入所対象児童と定員

保育所(園)	定員	満年齢	住所	電話
松前保育所	120人	6カ月～5歳児	筒井	984-1068
宗意原保育所	60人	1歳児～5歳児	筒井	984-0546
黒田保育所	60人	6カ月～5歳児	北黒田	984-1358
小富士保育所	60人	6カ月～5歳児	大溝	984-1161
二名保育所	90人	1歳児～5歳児	出作	984-1348
白鶴保育所	60人	1歳児～5歳児	上高柳	984-1088
★若葉保育所	45人	6カ月～5歳児	北川原	984-1360
(法)岡田保育園	45人	6カ月～5歳児	西高柳	984-2730

★若葉保育所は、在園児だけの募集です。

※松前保育所は、7時からと19時までの延長保育を実施しています(保育料とは別に月額2,500円が必要、1歳児から)。

※定員に余裕がない時は、希望の保育所に入所できない場合があります。

— 24年4月開園予定 —

## エンゼル保育園 園児募集

学校法人エンゼル学園は、現在、24年4月1日付けで認定こども園認定、保育所認可の準備を進めています。24年度のエンゼル保育園(西古泉)の入園児童を次の通り募集します。申し込みは直接(学)エンゼル学園(☎984-8858)へ。

**定員** 70人 **満年齢** 6カ月から5歳児  
**保育時間** 7時～18時(土曜日7時30分～12時30分)  
**延長保育** 18時から19時(平日だけ、月額2,500円)  
**保育料** 松前町と同じ

